
(仮称) 習志野市虐待・暴力・いじめ・差別から自身や大切な人を守る都市宣言(案)に係るパブリックコメントを実施します。

宣言に至る経緯及び目的

習志野市は、現行基本構想において各施策を推進することにより、人権侵害の無い環境づくりに努めることとしており、また、国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、その目標に虐待、暴力、いじめ、差別等の根絶に係る事項が掲げられていることから、子ども、高齢者、障がい者などの各分野において、いじめ・虐待の防止や被害者の保護に取り組んできました。

その一方、近年、インターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症の影響下における差別や誹謗中傷等の課題が浮き彫りとなり、令和3年度の市民意識調査では、回答者のうち人権侵害を受けたことがあると答えた市民は、約2割となっています。

本市は、こうした状況を踏まえ、これらの問題を市民全体で認識し、事態を解消し、市民が自分自身や大切な人を守るために個々人が行動すべきことを共通理解することを目的とした都市宣言を策定する機運、必要性が高まってきたものと捉え、宣言を策定しようとするものです。

パブリックコメント実施期間

令和4年2月15日(火)～3月16日(水)

※広報習志野2月15日号に掲載予定

公表方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・総合政策課(市役所3階)、市民広聴課(市役所4階)での閲覧・配布
- ・情報公開コーナー(市役所GF)で閲覧
- ・市役所総合案内(市役所GF・1階)での配布

意見を提出できる人

市内在住・在勤・在学、市内に事務所・事業所を有する人

意見の提出方法

制度（案）に関する意見・住所・氏名を記載の上、持参・郵送・FAXまたは
ちば電子申請サービスのいずれかにより総合政策課へ。

今後のスケジュール（案）

令和4年2月15日	パブリックコメント実施（3月16日まで）
令和4年5月	宣言